

神戸市外国語大学 C A I 教室利用規程

1990年4月大学規程第1号制定
1996年4月大学規程第1号改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、C A I 教室の管理運営及び利用に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 C A I 教室は、全学の共同利用施設として、本学の教育及び学術研究に資することを目的とする。

(機器等の設置)

第3条 C A I 教室には、次の機器等を設置する。

- (1) コンピュータ本体
- (2) その他コンピュータ附属機器
- (3) ソフトウェア(以下「ソフト」という)等

(施設の管理運営)

第4条 C A I 教室は、図書館長が管理運営する。

(教室の利用原則)

第5条 C A I 教室の利用については、コンピュータを利用して行なう授業(以下「正課授業」という)を優先する。

2 前項に規定する場合の外は、図書館長の許可によるものとする。

(利用者の範囲)

第6条 C A I 教室を利用できる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学教職員(非常勤講師、非常勤職員、旧教職員を含む。以下「教職員」という。)
- (2) 本学においてC A I 教室を利用する授業を受ける者。
- (3) その他、情報処理施設等運用委員会が特に認定した者で、図書館長が適当と認められた者。

(正課授業の利用手続き)

第7条 正課授業のため年間を通じて教室を利用しようとする者は、年度の始めに当該授業を管轄する部課の長より図書館長に時間割の形式で連絡するものとする。

2 前項に規定する場合の外は、原則として利用する1週間前までに担当教員が図書館長に利用の申請を行うものとする。

(教材作成及びソフト開発)

第8条 正課授業に使用する教材の作成及びソフトの開発は、原則として担当教員が行

うものとする。

(教室内秩序維持)

第9条 利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報処理施設等運用委員会が定めた学内LAN利用規則を遵守すること。
- (2) 教室内の機器の持ち出しは、厳禁する。
- (3) 教室内の機器は丁寧に取扱うこと。
- (4) 教室内の飲食及び喫煙は、厳禁とする。
- (5) 教室内への土足入室は、厳禁とする。
- (6) 他の利用者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (7) 施設等を汚損してはならない。
- (8) その他、教職員の指示に従わなければならない。

(利用の取消等)

第10条 利用者がこの規程に違反した場合、またはCAI教室の運営に支障をきたすと図書館長が判断した場合には、図書館長は利用の取消、一定期間の利用の停止、または、利用期間の変更を行うことができる。

(施設等の賠償)

第11条 利用者は故意、または重大な過失により施設、設備、機器またはソフト等を汚損、破損、滅失、改ざん、破壊若しくは紛失した場合、その損害につき賠償しなければならない。

(実施の細目)

第12条 この規程に定める以外にCAI教室の管理運営及び利用に関して必要となる事項は、情報処理施設等運用委員会の審議に基づき図書館長が定める。

附 則 (1990.4.1大学規程1)

この規程は、1990年4月1日から施行する。

附 則 (1996.4.1大学規程1)

この規程は、1996年4月3日から施行する。

附 則 (2000.12.14大学規程6)

この規程は、2000年4月1日から施行する。